

令和6年度第4回岐阜県事業評価監視委員会 議事要旨

1. 日時：令和6年10月24日（木）13：30～15：30

2. 場所：岐阜県議会棟1階 第1会議室①

3. 出席委員

岐阜大学 教授	篠田 成郎 委員長
岐阜大学 教授	沢田 和秀 副委員長
岐阜工業高等専門学校 教授	水野 剛規
岐阜県弁護士会 弁護士	池田 紀子
岐阜商工会議所 副会頭	井手口 哲朗
岐阜県農業協同組合中央会 専務理事	川村 規明生
岐阜県商工会女性部連合会 副会長	長沼 恵子
公募 団体職員	波能 寿子
公募 無職	藤寄 眞起
公募 会社員	堀 朱実

4. 議事要旨署名委員の指名

委員長が議事要旨署名委員に長沼委員、波能委員、藤寄委員を指名。

5. 議事

(1) 再評価箇所の説明及び審議について

- 1) 県営基幹農道整備事業「下呂中央」
- 2) 総合流域防災事業「一級河川 荒田川」
- 3) 都市基盤河川改修事業「一級河川 新荒田川」
- 4) 総合流域防災事業「準用河川 戸石川」
- 5) 通常砂防事業（補助）「戸狩」
- 6) 通常砂防事業（補助）「金子谷」
- 7) 通常砂防事業（補助）「越シケ平谷」

6. 議事要旨

(1) 再評価箇所の説明及び審議について

1) 県営基幹農道整備事業[事業主体 岐阜県]

「下呂中央」

説明者：農地整備課 近澤技術指導監

【審 議】

川村委員	<p>目的の一つとして、農産物の輸送時間の短縮とあるが、この道路を整備することによって農産物はどこからどこへ運ばれるのか。</p> <p>また、耕作放棄地の増加や、農業従事者の減少は、評価にどのように反映されているのか。若しくは反映する必要はないのか。</p>
説明者	<p>農産物をどこからどこへ輸送するかについてであるが、乗政で生産した野菜を、御厩野より南にある国道257号沿いの野菜直売所に輸送する計画であり、輸送距離1.4km、輸送時間6分の短縮を見込んでいる。</p> <p>農業従事者の減少についてであるが、岐阜県全体では担い手不足が問題となっており、下呂地域においても県全体と状況が違うわけではない。しかしながら、本農道の沿線では、令和元年度以降、若手の新規就農者が4名おり、農業の展望としては元気な地域である。</p>
川村委員	<p>投資的効果率1.2は他の事業と比べると低いと感じる。投資的効果率が1.0を超えると、事業継続と判断するのか。</p>
説明者	<p>事業実施の条件として、投資的効果率が1.0を超えると事業効果があると判断し、事業を進めている。</p>
篠田委員長	<p>今の回答では、投資的効果率が1.0を下回ると事業を継続してはならないことになるが、そうではない。事業評価監視委員会では、投資的効果率の値はあくまで参考値であり、1.0を超えていれば継続可、1.0を下回ったから継続不可と判断しているわけではない。審議を通して、この事業が県民のためになっているのかを、委員の皆様より幅広く意見を伺った上で判断していくものである。</p>
事務局	<p>投資的効果率は、経済的な指標の一つとして、投資と便益を比較した値を示したものと理解いただきたい。</p>
沢田副委員長	<p>進捗状況の話であるが、事業期間を令和12年度まで延長すると説明があった。スライドには説明がないがよいか。</p>
説明者	<p>現在、令和7年度までの計画であるが、令和12年度まで延長する計画に変更したいと考えている。理由は、用地買収に時間を要したことである。</p> <p>用地買収に時間を要した箇所が、3期工事の北端であったため、工事を片側からしか実施できずに進捗が遅れたためである。</p>
篠田委員長	<p>そもそもの話であるが、事業期間を延長することについて、事業評価監視委員会で認めるか、認めないかを判断する必要はあるか。</p>

事務局	事業期間の変更は費用対効果分析資料に記載している。費用便益比分析結果についても、事業期間を平成 6 年度から令和 12 年度までとして計算している。そのため、事業期間が平成 6 年度から令和 12 年度までの事業として審議いただければと考える。
篠田委員長	本委員会において、令和 7 年度までであった事業期間を令和 12 年度までに変更することについて審議する必要はなく、事業期間が平成 6 年度から令和 12 年度までの事業として、効果のある事業であるかを審議するという立場にあるということである。
沢田副委員長	事業期間が令和 12 年度まで延長するとの説明があったが、資料 P8 のスライド「事業の進捗状況」に記載がないことが、資料として不十分ではないか。
事務局	事業課と相談し、本日の委員会で説明を行った範囲内の内容で、資料に追記、委員長確認のうえ、差し替えしたいと考えるがいかがか。
篠田委員長	資料 P5、事業概要のスライドに工期が平成 6 年度から令和 12 年度（37 ヶ年）と記載がある。よって、工期を延長した事業を審議しているとの理解でよいため、資料の修正は必要ないと考える。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

2) 総合流域防災事業[事業主体 岐阜県]

「一級河川 荒田川」

説明者：河川課 真鍋課長

【審 議】

沢田副委員長	昭和 40 年からの全体延長が 5.3km という理解でよいか。
説明者	そのとおりである。
沢田副委員長	氾濫シミュレーションはどの時点で行ったものか。
説明者	昭和 40 年の事業着手時点である。
沢田副委員長	進捗に合わせて、氾濫シミュレーションを行うのではないか。
説明者	事業効果には、事業着手時点から改良されたものすべてが含まれるため、事業着手時と完了時で比較するのが適切と考える。
水野委員	費用便益比が 82.3 と非常に効果の高い事業であるが、その効果の高い事業を長期間実施している。早期に完了するべきではないか。
説明者	費用便益比は 1 つの指標であるため、費用便益比の高いものから優先して事業を行うものではない。また、事業が長期間となる理由として、市街地での事業であるため、用地買収に時間がかかるといったことがある。
沢田副委員長	計画規模が「1/5」であるが、平成 9 年や平成 20 年の降雨はどの程度であったか。
説明者	平成 9 年の降雨は 5 年に 1 回程度の規模であり、平成 20 年の降雨は 2 年に 1 回より頻度の高い規模であった。

沢田副委員長	記載方法であるが、5年に1度の降雨と記載せずに、1/5年との記載は一般的なものか。
説明者	正確に記載すると「年超過確率 1/5 の降雨」となるが、河川事業では「1/5年」と記載しても同様の意味をもつ。
篠田委員長	資料 P5 のスライド「事業の必要性」の説明で、荒田川に関わる洪水実績のみを示すため、荒田川が原因と判断できる部分のみ着色しており、原因が不明な荒田川の南側は着色していないとのことであった。 実際には荒田川の流域外の南側は浸水しているが、その原因は境川からの外水又は内水による影響があると理解できる。 そのため、今回の荒田川の整備とは無関係であるため、着色しなかったということによいか。
説明者	そのとおりである。荒田川の流域界の内側のみ表示している。理由として、浸水の原因が内水によるものなのか、外水によるものなのか分からない。浸水実績の範囲を広げすぎると、荒田川の被害が大きいため事業を実施する必要があるとなり、資料としては危険側になると判断した。
篠田委員長	資料 P6 のスライド「事業の効果」はどのように理解したらよいか。 資料 P5 のスライド「事業の必要性」と整合を取るには、「荒田川の外水による氾濫シミュレーション」等と記載する必要があると考えるが、「岐阜市付近の氾濫シミュレーション」と記載されている。
説明者	荒田川の外水による氾濫シミュレーションであり、浸水実績とは異なるため、問題ないと考える。
篠田委員長	荒田川の外水氾濫シミュレーションであるならば、資料 P5 のスライドに荒田川の外水による実績が記載されていないのは整合がとれていないのではないか。
説明者	昭和 51 年の浸水範囲は荒田川と境川のどちらの影響が大きいか判断できない。境川の影響により浸水が発生していた場合は、被害を過大に評価することとなるため、P5 には記載していない。
篠田委員長	事業目的は計画規模 1/5 年の降雨に対して荒田川を改修することである。昭和 51 年の降雨は 1/5 年の降雨をはるかに上回るものであり、計画規模 1/5 年の事業の必要性を説明する資料とはならない。昭和 51 年の浸水実績は記載しないほうが良いのではないか。
説明者	浸水実績を記載しないと、過去の被害がなかったこととなる。
沢田副委員長	昭和 51 年の浸水実績のみを示した資料を追加し、資料 P5 のスライド「事業の必要性」からは、昭和 51 年の洪水実績を削除することで整理できないか。
説明者	修正する。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

ただし、資料を一部修正すること。

3) 都市基盤河川改修事業[事業主体 岐阜市]

「一級河川 新荒田川」

説明者：河川課 川浪課長

【審 議】

川村委員	H9.7の浸水被害の数値が、資料P8のスライド「事業の必要性」と資料P8のスライド「事業の効果」で「床上」と「床下」が逆になっているが、どちらの数値があっているか。 また、投資的効果率について、先ほどの県事業では「82.3」であり、市事業では「3.7」である。大きな違いがあるが、要因は何か。
説明者	「床上」と「床下」の浸水被害の数値であるが、スライド「事業の必要性」に記載している数値が正しい値である。
事務局	流域内の資産として、荒田川のほうが大きいということがある。また、事業期間が長い事業は、事業初期に発生した便益が積み重ねられることとなり、便益の値が大きくなる傾向になる。
水野委員	実態と乖離しすぎており、指標として役に立たないことにならないか。
篠田委員長	そのため、参考程度としている。
篠田委員長	市街化により浸水被害のリスクが増加しているとの説明をたびたびされた。なぜ市街化により浸水被害のリスクが増加するのかを説明する必要があるのではないか。
説明者	市街化が進展することにより、降った雨が地面に浸透しづらくなり、降った雨がそのまま河川に流出することになるためである。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

4) 総合流域防災事業[事業主体 岐阜市]

「準用河川 戸石川」

説明者：河川課 川浪課長

【審 議】

篠田委員長	椿洞から本郷より上流の区間についてであるが、市道に面した箇所ではなく、自然歩道沿いの箇所についても急斜面の護岸とする計画か。
説明者	上流区間については、どのような製品を利用するか、どのような護岸にするかは、今後検討していく予定である。
篠田委員長	自然歩道沿いの区間などは、出来るだけ親水性が高くなるようにすること。また、区間によっては、親水性が高いと、河川が野生動物の移動経路となり、獣害の原因となることもある。場所によって、野生動物が入り込まない、隠れづらいなどの配慮をしていただくことが大切と考える。区間ごとに、利用される方の意見を取り入れながら進めていただきたい。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

5) 通常砂防事業（補助）〔事業主体 岐阜県〕

「戸狩」

説明者：砂防課 遠藤課長

【審 議】

篠田委員長	資料 P11 のスライド「事業を巡る社会情勢等の変化」は岐阜県内のデータではなくて全国のデータである。岐阜県が取りまとめたものであるか。
説明者	国土交通省の資料である。
篠田委員長	出典を記載すること。
川村委員	位置図の見方であるが、青線の中の土砂が、黒線の中の黄色部分に流れ出るという理解でよいか。
説明者	そうである。
川村委員	中央高速自動車道に土砂が流れ出たことがあったが、施工箇所の近くであるか。
事務局	施工箇所の近くではない。
川村委員	資料 P10 スライド「事業目的（2）」で、中津川市馬籠と土岐市肥田町の事例を示す意味が分からない。
説明者	施工箇所から離れてはいるが、東濃地区において、人家に被害のあった事例を示したものである。
水野委員	位置図の青線で囲まれた箇所の不安定土砂が流れ出るとの話であるが、右側のオレンジの箇所に流れることはないか。
説明者	オレンジの箇所はがけ崩れが発生することで被害の発生する恐れのある箇所である。
水野委員	想定している領域が違うということか。
説明者	そのとおりである。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

6) 通常砂防事業（補助）〔事業主体 岐阜県〕

「金子谷」

説明者：砂防課 遠藤課長

【審 議】

池田委員	コスト削減の取り組みについて、今はまだたどり着いてはいないが、今後、コスト削減につながるようなことを、検討していることはないか。
説明者	砂防堰堤の施工は、山の一部を掘削し、コンクリートを打設する工法が一般的である。これまでも様々な効率化を図ってきており、現時点では、新たなコスト削減につながるものはない状況である。そのような中で、残土処理をいかに効率的に行うかということが、コスト削減につながる。そのため、砂防事業では残土処理の方法を常に検討している。

篠田委員長	資料 P16 のスライド「事業概要」に施設効果量が記載されている。2,806m ³ に 2,106m ³ を加えて、4,912m ³ ということである。説明で、治山事業の効果と砂防事業の効果との話があったが、それぞれについて、どちらの事業の効果であるか説明してください。
説明者	施設効果量の 2,806m ³ は既設の治山施設の効果である。治山事業は平成 30 年の災害直後から事業を開始し、すでに完了している。砂防事業の施設効果量が 2,106m ³ である。
篠田委員長	治山施設が本事業で計画している砂防堰堤の上流にあり、既に完成している状態で、施設効果量として 2,806m ³ あるということか。
説明者	そのとおりである。
篠田委員長	位置図についてであるが、黒線で囲われた箇所が事業により効果の発揮されるエリアと理解してよいか。
説明者	そのとおりである。
篠田委員長	「戸狩」では、土岐川まで土砂が流出することになっていたが、「金子谷」ではそうではない。また、黄色のエリアが残っているが、黒で囲まれた範囲外の黄色のエリアは守られないのか。
説明者	北の沢からの影響があるためである。
沢田副委員長	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の設定にはルールがある。黒枠で囲われている箇所はおそらく傾斜角や到達距離により決めている。北の沢からについても同様の方法で決めている。土砂災害警戒区域は地形の話であるので、事業を実施しても残るものである。大きな砂防堰堤を施工した場合でも、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が消えるのみである。
篠田委員長	北の沢から土砂が流出した場合であるが、今回の事業を完了した場合でも黒で囲まれた箇所にも被害が発生することになる。費用対効果分析の便益において、黒で囲まれた箇所が守られたことにはならないが、どのように判断しているか。
説明者	溪流ごとに個別で費用対効果を算出している。
篠田委員長	黒で囲まれた箇所に住んでいる住民に、砂防堰堤が出来たから安全だと伝えてはいけない。他の溪流から土砂が流出してくる可能性があることを伝えていかなければならない。
沢田副委員長	計画箇所の上流部に治山堰堤があるのなら、治山堰堤を記載したほうが資料としてはよいものになると考える。
篠田委員長	次回からは、治山堰堤の記載を検討すること。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

7) 通常砂防事業（補助）〔事業主体 岐阜県〕

「越シケ平谷」

説明者：砂防課 遠藤課長

【審 議】

川村委員	小学校が指定避難場所として、イエローゾーンに含まれていること自体についてはどのように考えているか。
説明者	地域防災計画をそれぞれの市町村で作成しており、避難所を設定している。山間地の場合、代替地がなく河川沿いや山沿いに避難場所を設定している場合がある。
篠田委員長	イエローゾーンの中に避難場所があることを、住民の方はご存じか。
説明者	ハザードマップはレッドゾーン・イエローゾーンを記載した上で配布しているのでご存じであると考えます。
篠田委員長	行政から、住民へ情報提供をすることが重要である。そのうえで、今回の事業を行うことでレッドゾーンの解消ができる。完全に安全とは言えないが、以前より安心できるようになるということを伝えていくべきと考える。
沢田副委員長	コスト縮減の話で、「他工事と現地発生土の土量・搬出時期を調整し」と記載があるが、この場合、どちらかの工事の進捗に影響があるかと考えられる。進捗に影響を及ぼすほうが、費用が発生すると考えるがいかがか。
説明者	そのようなことが無いように調整している。
沢田副委員長	それならば、「戸狩」と同様に「他工事に現地発生土を流用することでコスト縮減に努める。」と記載してもよいと考える。
説明者	「戸狩」と同様の調整を行っているため、記載を修正する。
篠田委員長	コスト縮減については、特に記載することがない場合は、記載をしなくてもよいと考えるがいかがか。
事務局	コスト縮減は評価項目となっている。コスト縮減に取り組んだうえで事業を進めていくという観点で評価いただきたい。
説明者	砂防堰堤を計画する場合は、施設の施工箇所を複数箇所選定し、その中で最も経済的な施工箇所を選定している。さらに、工事を施工するうえでどのようなコスト縮減を行ったかという観点で記載しているものである。

【審議結果】事業主体の対応方針（案）「継続」を了承する。

(以上)